

## 監査公表第737号

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求（平成29年8月31日提出。以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規定により監査を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

なお、本件については、監査委員津田大三及び監査委員中野洋一は、法第199条の2の規定により除斥となっています。

平成29年10月30日

京都市監査委員 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

### 住民監査請求に基づく監査の結果

#### 第1 請求の概要

##### 1 請求人

京都市西京区 Aほか1名

##### 2 請求書の提出日

平成29年8月31日

##### 3 請求の要旨

(1) 平成29年3月6日開催の第5回予算特別委員会第1分科会記録が公開され、6月から閲覧可能になったのを受け、それを手掛かりに平成27年度から遡って森川央議員（以下「本件議員」という。）の政務活動費について調査を行った結果、政務活動用レンタカーに関して、政務活動費の不適切な違法支出が明らかになった。

(2) これまで、請求人が把握していたのは、政務活動費に関する収支報告書及びこれに添付された領収書のみであり、平成24年度及び平成25年度のレンタカー代についても月額4万円のうち政務活動費から8割が支払われていること、レンタカー会社が有限会社X（以下「本件会社」という。）であるということのみであった。

これらの資料からは、本件議員は私用・後援会用の車両は別に2台所有しているにもかかわらず、毎月4万円ものレンタカー代を支出していたことが疑わしいと感じる程度だった。

(3) しかし、平成29年3月6日の第5回予算特別委員会第1分科会記録によると、本件議員がレンタカー代を支払った本件会社の所在地が謄本によれば京都市の所有物件であり、現在公園になっているとのことであった。

この第1分科会記録を受け、土地謄本を取り確認したところ、本件所在地は確かに公園になっており、本件会社の所在地でないことが確認できた。

- (4) さらに、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局の輸送・監査部門(レンタカー業の手続)に8月9日(水)問い合わせたところ、本件会社がレンタカー事業の登録を行ったことはないということが分かった。
- (5) この点、請求人が調査したところによれば、本件会社の代表者は、本件議員から給与を受け取っていた職員であるとの情報もある。人件費の支出先は黒塗りにされているので請求人では解明できないため、この点も監査委員において明らかにしてもらいたい。仮に、このことが事実であるなら、本件議員は、従業員が代表者でレンタカー事業の登録も行っておらず、事務所が所在していない会社に対してレンタカー代を支出していたということになる。
- (6) これらの事実と、別の車両があるにもかかわらずあえてレンタカー代を毎月定額で支出していたということを併せて考えると、実態としてレンタカーを使用した事実はないと考えるほかなく、政務活動費から本件会社に対しレンタカー代を支払ったことは明らかに違法な支出といわざるを得ない。
- (7) 上記により被った下記の損害額の返還を市長が、本件議員に対し求めるよう勧告されることを求める。

平成25年度 レンタカー代 384,000円

平成24年度 レンタカー代 384,000円

合計 768,000円

- (8) ところで、本件議員に関して調査をしたところ、ホームページ管理費(広報広聴費)を計上しているが更新しておらず、何もしていなかった、とかアルバイト(人件費)は知り合いで実際には仕事をしていない人がいるなど多くの疑惑が浮かび上がった。ホームページの管理を委託している会社も本件議員が雇用していた職員の会社であるとの話がある。

この点についても監査委員におかれては、徹底的に監査されるよう要望する。

#### 4 事実証明書の目録

- (1) 平成25・24年度京都市政務活動費の収支報告書・支出調書・領収書のコピー及び平成23年度収支報告書のコピー
- (2) 平成29年3月6日第5回予算特別委員会第1分科会記録のコピー

- (3) 登記情報（本件会社が所在するとされる土地）
- (4) 上記の土地建物が存在しているとされる土地の住宅地図
- (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局の問合せ先電話番号と所在地の地図及び京都運輸支局への問合せ経過メモ
- (6) 本件会社の法人登記情報

## 第2 監査の実施

### 1 監査の概要

京都市監査規程に基づき、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して監査を実施した。その概要は、次のとおりである。

#### (1) 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第4項）

#### (2) 監査の対象

本件議員に対し平成24年度及び平成25年度に交付された政務活動費（平成24年度分にあつては、政務調査費。以下同じ。）について、レンタカー代に充当された額768,000円の返還の請求を怠る事実

なお、上記第1 3の請求の要旨(8)については、監査委員に対する要望であり、住民監査請求の要件を満たしていないことから、監査の対象とはしない。

#### (3) 監査の着眼点

監査の対象となる怠る事実の違法性又は不当性

#### (4) 監査の主な実施内容

ア 請求人及び関係職員（市会事務局の職員をいう。以下同じ。）から陳述を聴取した。

イ 市会議長、本件議員、関係行政機関等に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

#### (5) 監査の実施期間及び実施場所

ア 実施期間 平成29年9月7日から同年10月24日まで

イ 実施場所 監査事務局執務室等

### 2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月20日に請求人B及び請求人Aからの陳述を聴取した。その要旨は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

(1) 請求人Bの陳述

平成29年3月に本件議員について予算特別委員会第1分科会で豊田議員の質問があり、同年6月に議事録を取り寄せて見ると、本件議員についてレンタカー代のことが書いてあった。領収書は公文書であると市会事務局から聞いていたので、これを見た。

平成24年度には収入印紙がない。平成25年度には、全てに貼り付けてある。(平成24年12月31日付けの領収書を示し、)年末12月31日に領収書を発行する事業者はあるのか、領収書は4月分から全て月末日付である。どういうことなのか。領収書には電話番号の記載もないし、実物(市販されている未使用の領収書)との齟齬<sup>そご</sup>がある。端を合わせて貼り合わせてみるとずれが生じる。12枚全てずれている。どうしてか。

結論である。政務活動費として支出されたとされる領収書は、事業者が正当な事業活動の結果発行したものとは認められない。ぜひとも厳格な審査をお願いする。

月額4万円で車を借りているが、インターネットでレンタカー代を調べてみると相場は10万円を超えている。車がボロだからか、知人だからなのか格安で借りていたということになる。車種、営業拠点、平成23年度についても同じように借りており、車両をどういう保管をしていたのか本件議員に問いただして欲しい。

(2) 請求人Aの陳述

今年8月31日に住民監査請求をして9月1日に新聞記事になったものを提出した。京都新聞の記事の末尾に本件議員の発言があり、レンタカー業について本件会社の登記がどうなっていたかまでは分からないと言われている。しかし、市会議員という公職にある人がレンタカーを借りるときに相手がレンタカー業の登録をしているかどうかは普通調べるものである。大手のレンタカー業者は登録をしていると出しているが、本件会社は実際は出していないし陸運局にも一切登録がない。

本来、本件議員は登録があるか分からないと言っていること自体がもうめちゃくちゃ。

同じように、読売新聞の記事には、会社の登録について、知人が経営している会社でレンタカー業の登録がないか分からないと言っているが、知人であればなおさ

ら聞けばすぐ分かることである。そういうことに政務活動費という公費を使うという金銭感覚を疑う。

もう一つ、本件会社の住所が豊田議員が調べたら公園である、ついでに我々も調べたが公園である。住宅街にそもそも会社があることにしてやっているということはまず考えられない。これで登記していることもおかしいし、登記にないレンタカー業をやっているというのもおかしい。この会社も知人がやっていて、知人から借りたということにして政務活動費を払っている。あくまで公費である。こういう違法行為を平然とやっているのはもうめちゃくちゃである。政務活動費について各地で取り沙汰されているのできちんとして欲しい。

監査請求書に他にも書いたが、ホームページの管理費として4万円支払っているが実際は更新されていないということ、こういうことは当方では調べ切れない。監査請求をできるだけの違法であるとの証拠をそろえることはできなかった。ホームページの管理費、アルバイト、レンタカー会社の知人という人も雇っている。そういうことは証拠がないので監査請求できなかったが、ぜひ調べてほしい。実際に本件会社の社長は誰であって、社長が雇用されていたかどうかは調べれば分かることだが、アルバイトとしてその人を雇っていたとなればもっとめちゃくちゃである。自分の知人と示し合わせて政務活動費を循環させて、何に使っていたのかは分からないが、政務活動以外に使っていたということは事実である。この点について厳密に調べて欲しい。

平成25年度分及び平成26年度分の政務活動費の住民訴訟の取下げは、京都市会が総体として政務活動費の指針、基準を厳密にするということで行った。しかし、個別にはこんなひどいことをしている議員もいる。基準を厳密に運用する以前の問題で違法行為をしているということであるから、きちんとやって欲しい。

予算特別委員会で市会事務局次長が領収書についてチェックはしているが、領収書の発行者がどういう会社かということについては一切調べていないと言われている。豊田議員から厳密にやって欲しいということも言われているが、そういうことも含めて監査で違法行為も問題にして欲しい。やり方がえぐい。公金を流用しているということなので、その点に関して厳密に監査して欲しい。

### 3 新たな証拠の提出

請求人は、平成29年9月20日付けで、新たな証拠を提出した。その目録は、次のと

おりである。

- (1) 市販されている未使用の領収書の用紙と支出調書添付の領収書の写しとを請求人が貼り合わせたもの
- (2) 平成29年9月1日付けの京都新聞朝刊及び読売新聞朝刊の記事の写し

#### 4 関係職員の陳述

関係職員に対し、平成29年9月20日に陳述の聴取を行った。その要旨は、おおむね次のとおりである。

また、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、上記2の請求人が立ち会った。

##### (1) 政務活動費の制度と本件の事案に対する認識について

まず、政務活動費は、地方議会の審議能力の強化が不可欠であるとの認識の下、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る観点から制度化されたものである。

そして、政務活動費の支出に関しては、議員それぞれが、独自の観点から多様な方法で調査研究活動を行っているという実態を踏まえ、議員の自律的・主体的な判断を尊重することを前提とするものと考えている。

その一方で、政務活動費が公金を原資とするものであることなどを踏まえると、議員それぞれが、市民に対し、十分に説明責任を果たすことが必要であると考えている。

次に、本件のレンタカー代の支出について、市会事務局としては、これら制度の趣旨を踏まえ、当該支出について、必要かつ可能な範囲で確認を行っており、その結果からは、特に目的外支出であることを示す事実は認められなかった。

##### (2) 市会事務局における領収書等の確認について

市会事務局としては、主に次の4つの視点から確認を行っている。

1つ目は、「計上に誤りがないかの確認」である。

具体的には、条例や基本指針などのルールどおりに計上されているか、ルール上支出が認められていないものが計上されていないか、などの確認を行っている。

2つ目は、「各種様式への必要事項の記載の確認」である。

具体的には、支出調書その他の各種様式に、按分の理由などの記載すべき事項が記載されているかなどの確認を行っている。

3つ目は、「必要書類の添付の確認」である。

具体的には、領収書などの提出が義務付けられている書類が添付されているかなどの確認を行っている。

4つ目は、「検算等による確認」である。

具体的には、計上額の算出に至る計算に誤りがないか、収支報告書が支出調書等に基づき正しく作成されているか、などの確認を行っている。

市会事務局は、議員及び会派から提出される約2万枚もの領収書等の書類について、先ほど説明した4つの視点から確認を行ったうえでその結果を示し、議員及び会派において必要な修正等を行ったのち、収支報告書等を毎年6月末に公開している。

なお、収支報告書等を公開した以降に、通報や新聞報道などにより、政務活動費の支出に関し疑義が呈された場合には、市会事務局として必要かつ可能な範囲で事実関係の確認を行っている。

### (3) 本件のレンタカー代の支出に関する確認の状況について

まず、本件議員から収支報告書等が提出された際には、先ほど述べた4つの視点から確認を行った。

その後、平成29年3月6日の第5回予算特別委員会第1分科会において、「本件議員がレンタカー代を政務活動費から支出した本件会社の所在地が公園として登記されている」、「同社の登記上の目的にレンタカー事業が入っていない」との、これまで知り得ていなかった事項に関する指摘があったので、次のとおり、改めて確認を行っている。

まず、本件会社の法人登記及び当該登記に記載の本件会社の所在地の土地の登記について、その証明書を法務局で入手し、登記上の本件会社の所在地である土地が、京都市所有の公園として登記されていること及び本件会社の事業の目的にレンタカー業が含まれていないことを確認した。

その後、これらの事実を基に、本件議員にそれらに対する認識を確認した。その内容は、おおむね次の5点である。

- ① 本件議員は、本件会社の登記の内容まで確認していなかったこと。
- ② 本件会社は、主に、運送事業を行う会社であり、会社で余剰となっていた自動車を、調査研究活動等に使用するために借用していたこと。
- ③ 本件の住民監査請求の対象となっている平成24年度より前には、現行の住宅

地図に示されている京都市所有の公園の南側に隣接して、本件会社の事務所兼自宅が存在していたこと。

④ 本件会社の所在地については、右京区に移転した後、現在は西京区となっているが、事業は休業状態であること。

⑤ 本件会社の取締役とは、現在も連絡を取ることができること。

市会事務局として、以上のとおり確認を行ったが、本件議員の説明に特に不合理といえる点はなく、目的外支出であるとの事実も判明しなかった。

### 第3 監査の結果

#### 1 政務活動費の支出状況について

本件議員は、平成24年度分の政務調査費収支報告書及び平成25年度分の政務活動費収支報告書（以下「本件収支報告書」と総称する。）において、通信運搬費にレンタカー代として、毎月、支出調書貼付の領収書記載額4万円の8割（32,000円）を計上している。

また、支出調書の備考欄には、「別に私用及び後援会活動用車両として2台所有」と記載されている。

なお、本件議員から、当該領収書の原本が提出された。

#### 2 判断及び結論

##### (1) 本件監査における論点

ア 本件請求は、平成24年度及び平成25年度に本件議員に交付された政務活動費のうち、レンタカー代に充当された額（合計768,000円）が本件議員の不当利得であるとして、監査委員が、市長に対し、京都市政務調査費の交付に関する条例又は京都市政務活動費の交付等に関する条例（以下「本件条例」と総称する。）第15条第2項の規定に基づく返還命令を行うよう勧告することを求めるものである。

イ 本件監査における論点は、本件議員が、平成24年度分及び平成25年度分の政務活動費にレンタカー代を計上したことが本件条例及び政務調査費の運用に関する基本指針又は政務活動費の運用に関する基本指針（以下「本件指針」と総称する。）に照らして不適正といえるか否かである。

##### (2) 判断

ア 本件監査における本件議員に対する質問調査の回答及び本件収支報告書の記



載内容を総合すると、本件議員のレンタカー代に関する説明は、おおむね次のとおりである。

(ア) 運送業を営む本件会社から、期間を明確に定めることなく、その業務に支障のない限り、その保有する車両を月額4万円で借り受けることとし、平成23年5月1日、借用書を本件会社に差し入れた。

(イ) 車両については、ホンダ バモス（本件会社所有）、車種不明のトラック（本件会社所有）及びスズキ エブリイ（所有者不明）のうち、本件会社がおおむね使用しない車両一台を保有し、他の車両については必要に応じてその都度借り受けていた。

なお、ホンダ バモス及びトラックについては現在既に廃車されており、スズキ エブリイについては現在も必要に応じて借りている。

(ウ) 借り受けた車両は、市役所、行政関係等の各機関等への移動、要望や意見を聴取するための市民宅への訪問、行政主催の催しへの出席、ビラの配布、街頭活動、議員事務所及び会派控室への物品、ビラなどの広報物の搬入などに使用していた。

市役所への移動に使用した車両は、おおむね借り受けた車両であった。

借り受けた車両の使用頻度は、議会委員会の開催状況や市民宅への訪問状況などによるが、1箇月当たりおおよそ20日程度である。

なお、借り受けた車両の運行記録や写真はない。

(エ) 複数台マイカーを保有しているが車両を借り受けることとした理由は、政務活動とそれ以外の活動や使用の別を極力明確にするためである。

なお、マイカーについては、借り受けた車両の車検期間や調子が悪いなどにより政務活動に使用した実績はある。

(オ) 本件会社から車両を借り受けることとした理由は、本件会社の代表者から余剰の車両があると聞き及んだのと、急きょ別種の車両が必要となった場合でも、対応が可能であるなど、他の業者と比較しても好条件であったためである。

当時、本件会社がレンタカー業を行っているとは知らず、運送業者であり余剰車両を借用したものと認識している。

(カ) 本件収支報告書に計上されているガソリン代は、主に本件会社から借り受

けた車両に給油していたものである。

- (キ) 平成 26 年度以降も、本件会社又は他者から複数車両を借り受けている。平成 26 年度以降政務活動費への計上をしていないのは、無償で借り受ける場合があることに加え、他の費目の計上を優先した理由による。

イ これに対し、次の事情が認められる。

- (ア) 本件会社の代表者は、平成 24 年度及び平成 25 年度当時、本件議員の事務所の職員であったこと。
- (イ) 領収書以外にレンタカーの利用代金の支払を客観的に根拠付ける資料の提出を求めたところ、その提出がなかったこと。
- (ウ) 本件議員は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、トヨタ ランドクルーザープラド（期間中にメルセデスベンツ B クラスに乗換え）、マツダ デミオ（期間中に日産 マーチに乗換え）及びシボレー アストロを保有していたほか、平成 25 年 3 月下旬からは街宣専用のスズキ ラパン、同年 4 月上旬からはトヨタ プリウスも保有しており、別途車両を借り受ける必要性に疑問が生じること。
- (エ) 本件議員が本件会社から借り受け、おおむね 1 台を保有していたとする車両は、トラックが本件議員の主張上記ア(ウ)の用途で日常的に使用するとは考え難いことからすると、ホンダ バモス又はスズキ エブリイと推認される。しかし、これらの車両の燃料タンクの容量は 40 リットル以下で、使用燃料はレギュラーガソリンであるところ、本件収支報告書添付の支出調書には、① 1 回当たりの給油量が 40 リットルを超えるもの及び②ハイオクガソリンを給油したことを示す領収書が多数（年度における給油量をベースとすると、約 7 割）見受けられ、①及び②に該当するものについては、ホンダ バモス又はスズキ エブリイへの給油に係るものとは認め難い。

なお、トラックへの給油の可能性について検討しても、トラックの車種が明らかでなく、使用燃料及び燃料タンクの容量が不明であるものの、一般に、ハイオクガソリンを給油しなければならないとは考え難く、本件議員の説明する用途としてトラックを使用しなければならない機会はそれほど多くないと考えられることからすると、本件会社から借り受けた車両以外の車両に係るものが相当量含まれると思われる。

そうすると、本件議員のマイカーへの給油に係るガソリン代が相当額政務活動費に計上されていると思われ、マイカー以外に車両を借り受けることとしたのは政務活動とそれ以外の活動や使用の別を極力明確にするためであると  
する本件議員の説明（上記ア(エ)）と矛盾すること。

ウ 上記イの事情は、本件議員が主張するように本件会社から車両を借り受け、本件会社に対しレンタカー代を支払い、当該車両を本件議員の主張する使用目的に使用していた、すなわち、政務活動費が適切に使用されていたとすることにつき、合理的な疑いを生じさせる一般的、外形的事実であるといえる。

このような場合においては、

- (ア) 政務活動費の原資は、公金であること。
- (イ) 本件指針において、政務活動費の運用に関し、積極的に説明責任を果たすことにより、一層の透明性の確保を図ることとされていること。
- (ウ) 近年の裁判例（名古屋高裁金沢支部平成29年3月1日判決（金沢地裁平成28年9月29日判決の引用）、神戸地裁平成29年4月25日判決ほか）において、政務活動費の使途範囲外の使用について、その支出が使途基準に適合しないことについての合理的な疑いを生じさせる一般的、外形的事実が存在することを主張立証したにもかかわらず、議員の側が適切な反証をしないときは、このことをもって当該支出は使途基準に適合しないものであることが事実上推定されるというべきであるとされていること。

からすると、本件議員が本件会社から車両を借り受け、政務活動に使用していた事実及びレンタカー代を本件会社に支払った事実を客観的に裏付ける証拠がない限り、本件のレンタカー代は本件指針に適合しない支出であり、政務活動費に計上することは認められないというべきである。

エ そこで、本件議員に対して、本件会社から車両を借り受け、政務活動に使用していた事実を客観的に裏付ける証拠の提出を求めたところ、本件議員は、おおむね次のとおり説明するとともに、上記ウ(ア)から(ウ)までを踏まえ、平成24年度分及び平成25年度分の政務活動費に計上したレンタカー代768,000円及びガソリン代426,976円について、平成29年10月17日にその全額を返還した。

- (ア) ガソリンの給油については、借り受けた車両に加えマイカーにも給油している。

東北などの遠方地の視察や、月に一度程度の行政関係者との意見交換のための上京などの事情が発生し、遠方地については大型車両が適していたため、マイカーの利用が増えた。

- (イ) 自動車を賃借し、賃借料を支払っていたことは事実であり、それらの事実は本件会社の代表者も述べているところである。

しかしながら、提出を求められた証拠書類については、時間的な制約があったこともあり、現時点では確認できず提出できない状況にある。このことは、私が使用状況を示せるような写真撮影等の関係資料を保全できておらず、その結果市民への説明責任が十分に果たせていないとの指摘であると痛感したところである。これらの状況及びそうした指摘を踏まえ平成24年度分及び平成25年度分の政務活動費に計上したレンタカー代及びガソリン代についてはその全額を返還すべきと判断した。

今後は政務活動費の支出に当たり十分な証拠の保全をはじめ十分な説明責任が果たせるよう関連事務の適切さを改めて点検し必要な改善を図りたいと考えている。

### (3) 結論

以上のとおり、請求人が返還を求めているレンタカー代に係る政務活動費については、本件議員から自主的に返還されたところであり、当該政務活動費について本件条例第15条第2項の規定に基づき市長が返還を命じるべき支出は存しないことから、本件請求を棄却する。

## 【参照】関係法令等の内容

### 1 平成24年度分議員政務調査費に適用があったもの

#### (1) 地方自治法（抄）

##### 第100条（前略）

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

（以下略）

(2) 京都市政務調査費の交付に関する条例（抄）

（政務調査費の使用）

第 11 条 会派政務調査費の交付を受けた会派及び議員政務調査費の交付を受けた議員は、別に定める基準に従って、当該政務調査費を使用しなければならない。

（残額の返還等）

第 15 条 （前略）

2 市長は、会派政務調査費の交付を受けた会派又は議員政務調査費の交付を受けた議員が、第 11 条に規定する基準に基づく経費以外に当該政務調査費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(3) 京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程（抄）

第 2 条 条例第 11 条に規定する別に定める基準は、会派にあつては別表第 1 に、議員にあつては別表第 2 に掲げるとおりとする。

別表第 2 （第 2 条関係）

項 目	内 容
（中 略）	（中 略）
通 信 運 搬 費	議員が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する費用（庸車料，電話代，FAX代，切手・はがき代等）
備 品 消 耗 品 費	議員が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費（机，椅子，コピー機，パソコン，事務用品，ガソリン代等）
（中 略）	（中 略）

(4) 政務調査費の運用に関する基本指針（抄）

地方自治法及び京都市政務調査費の交付に関する条例に基づき、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として会派及び議員に交付されている政務調査費については、この基本指針の下で厳正かつ適切な運用に努め、積極的に説明責任を果たすことにより、一層の透明性の確保を図ることとする。

2 平成 25 年度分議員政務活動費に適用があったもの

(1) 地方自治法（抄）

第100条（前略）

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

（以下略）

(2) 京都市政務活動費の交付等に関する条例（抄）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第11条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、会派政務活動費にあつては別表第1、議員政務活動費にあつては別表第2に掲げる経費に充てることができるものとする。

別表第2（第11条関係）

項目	内容
（中略）	（中略）
通信運搬費	(1) 議員が行う活動のために必要な交通及び通信に要する経費
備品消耗品費	(1) 議員が行う活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費
（中略）	（中略）

（残額の返還等）

第15条（前略）

2 市長は、会派政務活動費の交付を受けた会派又は議員政務活動費の交付を受けた議員が、第11条に規定する経費の範囲外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(3) 政務活動費の運用に関する基本指針（抄）

地方自治法及び京都市政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として会派及び議員に交付されている政務活動費については、この基本指針の下で厳正かつ適切な運用に努め、積極的に説明責任を果たすことにより、一層の透明性の確保を図ることとする。

（監査事務局）